

しょうがい か た たいしょう

障害のある方を対象とする

かいけいねんどのんようたんじかんきんむしょくいんせんこうあんない

会計年度任用短時間勤務職員選考案内

(さ が み は ら し)

【相模原市】

うけつけきかん れいわ ねん がつ にち がつ にち じんじ きゅうよかひつちやく
受付期間 令和8年7月29日(水)～8月17日(月) ※人事・給与課必着

(1) 身分(職種)

かいけいねんどのんようたんじかんきんむしょくいん じむほじょいん
会計年度任用短時間勤務職員(事務補助員)

しよくむないようとう べっし ぼしゅういちらん かくにん
※ 職務内容等については、別紙「募集一覧」をご確認ください。

(2) 任用期間

れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
令和8年10月1日～令和9年3月31日

じんじひょうか けっか りょうこう ばあい さいどにんよう ばあい
※ 人事評価の結果が良好である場合、再度任用される場合があります。

(3) 採用予定人数

りていど
2人程度

(4) 申込先及び申込方法

もうしこみさき さがみはらしやくしよそうむきよくじんじ きゅうよか でんわ
申込先 相模原市役所 総務局 人事・給与課(電話 042-769-8213)

さがみはらしちゅうおうくちゅうおう ちょうめ ばん ごう
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

べっし ぼしゅういちらん かくにん べっし れいわ ねん かいけいねんどのんようたんじかんきんむしょくいんせんこう
別紙「募集一覧」をご確認のうえ、別紙「令和8年度会計年度任用短時間勤務職員選考

もうしこみしよ ひつようじこう きにゅう じんじ きゅうよか ていしゆつ
申込書」に必要事項を記入し、人事・給与課にご提出ください。

た ふめい てんとう じんじ きゅうよか と あ
その他、不明な点等ございましたら、人事・給与課にお問い合わせください。

ゆうそう もうしこ ばあい かきとめ かんいかきとめ ゆうびんじこ いっさいこうりよ
※ 郵送での申込みの場合、書留・簡易書留によらない郵便事故については一切考慮しません。

おうぼしかく
応募資格

つぎ かか て ちょうとう こうふ う ひと
次に掲げる手帳等の交付を受けている人

※ 下記の手帳等は、期日が定められているものについては 申込日当日 において 有効 であること

① 身体障害者手帳（注 1）

② 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（注 2）

③ 精神障害者保健福祉手帳

（注 1） 都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）又は産業医による障害者の

雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによ

る免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）も可。

（注 2） 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は

障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書も可。

ちほうこうむいんほうだい じょう かか つぎ じこう がいとう ひと おうぼ
地方公務員法第 16 条に掲げる次の事項に該当する人は応募できません。

◎ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまで
の人

◎ 相模原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

◎ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条ま
で

に規定する罪を犯し刑に処せられた人

◎ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊
する

しゅちよう せいとう た だんたい けつせい また かにゆう ひと
ことを 主張 する 政党 その他 の 団体 を 結成 し、又 はこれに 加入 した 人

きゅうよおよ きんむじょうけんとう 給与及び勤務条件等

- ◎ 給与は、相模原市一般職の給与に関する条例等に基づき、報酬、費用弁償（通勤費）、時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
- ※ 報酬及び各種手当の額は、条例改正等により変更されることがあります。
- ◎ 勤務日、勤務時間、報酬額等の詳細は、別紙「募集一覧」をご確認ください。
- ◎ 勤務日数に応じて、年次休暇、夏季休暇及び慶弔に係る休暇等の制度があります。
- ◎ 週20時間以上の勤務の場合は、福利厚生として、健康保険、厚生年金、雇用保険があります。

ふくむ 服務

ちほうこうむいんほう きてい ふくむおよ ちょうかい かん きてい たいしょう
地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

かいけいねんどにんようたんじかんきんむしょくいん えいりきぎょう じゅうじ けんぎょう おこな
会計年度任用短時間勤務職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、

ばあい しょくむせんねんぎむ しんようしつついこうい きんしとう ふくむきりつ てきょう
その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、

りゅうい
留意してください。

その他注意事項

- ◎ 応募資格がないことが明らかになった場合、虚偽の申告等が明らかになった場合には、合格をとり消す場合があります。

◎ この ^{せんこう}選考 ^{ていしゅつ}において ^{しよるい}提出 ^{いっさいへんきやく}された書類は、一切返却しません。

◎ この ^{せんこう}選考 ^しにおいて市が ^{しゅうしゅう}収集 ^{こじんじょうほう}する個人情報 ^{せんこうおよ}は、選考 ^{さいよう}及び採用 ^{かん}に関する ^{じむいがい}事務以外 ^{もくてき}の目的へ

^{しよう}の使用 ^{いっさい}は一切 ^{さいようしや}しません。ただし、採用者 ^{こじんじょうほう}の個人情報 ^{じんじょうほう}は ^{しよう}人事情報 ^{しよう}として使用 ^{しよう}します。

◎ ^{めんせつじかんとう}面接時間等 ^{つうち}はメールで ^{せんこうもうしこみしよ}通知 ^{かならず}します。選考申込書に 必ずメールアドレスをご記入ください。 ^{がいぶ}また、外部 ^{めー}からのメール ^{じゅしんせいげん}の受信制限 ^{うゑ}の有無 ^{じゅしん}について ^{かくにん}ご確認 ^{うゑ}の上、受信 ^{じゅしん}ができる ^{じょうたい}状態 ^{おまち}でお待ち ^{おまち}ください。※メールアドレスがない方等は個別にご相談ください。